

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門部会	協定項目分類				
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容								
	小項目										方針	調整内容	方針	調整内容
	細項目													
1	02 市町村の計画	その他	合併時	1 第2次ふるさと市町村圏振興計画は、計画の区域に変更はないため調整不要とする。 2 新地域経済基盤強化計画は、平成15年度に計画期間が終了するため調整不要とする。平成16年度に策定見込みの地域経済活性化計画(H16～H18)は、そのまま新市へ引き継ぐ。 3 釧路地方拠点都市地域基本計画は、平成16年度で計画期間が終了するため調整不要とする。 4 過疎地域自立促進計画は、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 辺地総合整備計画は、合併時までの変更分も含めて、そのまま新市へ引き継ぐ。 6 土地利用計画は、新市の総合計画策定に併せて検討する。	同左	1 第2次ふるさと市町村圏振興計画は、計画の区域に変更はないため調整不要とする。 2 平成16年度に策定見込みの地域経済活性化計画(H16～H18)は、そのまま新市へ引き継ぐ。 3 釧路地方拠点都市地域基本計画は、当面、3年程度の計画期間延長をはかり、その後、新基本計画を策定する方向で道及び国と協議中である。国においても引き続き地方拠点都市の振興をはかる方針であるため、現行のまま新市へ引き継ぐ。 4 過疎地域自立促進計画は、現行のまま新市へ引き継ぐ。 5 辺地総合整備計画は、合併時までの変更分も含めて、そのまま新市へ引き継ぐ。 6 土地利用計画は、新市の総合計画策定に併せて検討する。	2の記述中、「新地域経済基盤強化計画は、平成15年度に計画期間が終了するため調整不要とする。」を削除 3の記述を修正	については、新地域経済基盤強化計画は平成15年度に終了したため については、釧路地方拠点都市協議会において、計画期間の延長、並びに新基本計画策定の方向が確認されたため	企画	11				
	03 地域計画の状況				同左						同左			
	02 企画部門				同左									
	01 振興整備計画				同左									
2	03 行政組織機構	統合(一本化)	合併時	1 新市の非常勤特別職職員の費用弁償については釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	12				
	03 非常勤特別職の状況				同左									
	01 報酬及び費用弁償				同左									
	04 非常勤特別職費用弁償				同左									
3	03 行政組織機構	再編	合併時	1 新市の行政組織は、釧路市の組織に「(仮称)総合行政センター」の機構を加える。	同左	同左			総務	14				
	04 組織・人事・給与等の状況				同左									
	01 組織図				同左									
	01 行政組織機構図				同左									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類																
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容																				
	小項目										時期															
	細項目																									
4	03 行政組織機構	再編	合併時	<p>1 合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 支所の機能(事務分掌)は、釧路市の制度に一本化する。</p> <p>3 合併前の5町村の本庁を、「(仮称)総合行政センター」とし、次の業務を担当する。 (1)行政管理部門(総務一般、文書管理、出納、会計、選挙事務(不在者投票)、本庁との連絡調整) (2)地域政策部門(地域振興、活性化対策) (3)財産管理部門(道路、河川、公園、上下水道、公営住宅、教育文化、体育施設等) (4)戸籍住民部門 (5)保健福祉・年金保険(国保、介護、国民年金)部門 (6)税務部門(申告、納税、税務証明) (7)産業部門(産業全般、家畜の防疫) (8)環境衛生部門(ごみ、し尿、火葬場、墓地) (9)民生・福祉部門(生活保護・高齢者・障害者・母子の相談、各種給付事務、保育、療育) (10)教育部門(入学・転校等の届出、安全対策、生涯学習アドバイザー、社会教育主事、学芸員の配置、学校給食センター、学校公務補等) (11)防災・災害対策部門(行方不明者、海難、遭難、事故、除排雪、気象警報等)</p> <p>4 「(仮称)総合行政センター」の総括責任者は、部長職以上が望ましい。</p>	同左	同左	<p>3の記述中、「5町村」を「3町」に修正</p> <p>3(1)の記述中、「期日前投票」を追加</p> <p>3(3)の記述中、「財産」を「施設」に修正</p> <p>4の記述中、「総括責任者」を「総括責任者(長)」に、「が望ましい」を「とする」に修正</p>	<p>については、釧路町・鶴居村離脱による</p> <p>については、選挙制度の改正内容を網羅</p> <p>については、管理内容を明確にするため</p> <p>については、「(仮称)総合行政センター」のセンター長が部長職以上の総括責任者であることを補足するため</p>	総務	14																
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時									同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左								
	01 組織図																		同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
	02 支所・出張所																									
5	03 行政組織機構	統合(一本化)	合併時	<p>1 新市の事務分掌は、釧路市の例による。5町村の(仮称)総合行政センター、支所、出張所の事務分掌を加える。</p>	同左	同左	<p>3の記述中、「5町村」を「3町」に修正</p>	<p>釧路町・鶴居村離脱による</p>	総務	14																
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時									同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左									
	01 組織図																	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	03 事務分掌																									
6	03 行政組織機構	統合(一本化)	合併時	<p>1 組織・定数については、合併時に新市に引き継ぐが、新市において職員定数の適正化計画等を策定し、定員の適正化に努めるものとする。</p>	同左	同左	<p>2の記述を追加</p>	<p>独自に職員を任用している釧路白糠工業用水道企業団及び釧路西部消防組合の職員の取扱いを明確にするため</p>	総務	44 09																
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時									同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左									
	03 人事																	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	02 条例定数と実職員数																									
7	03 行政組織機構	統合(同一内容)	合併時	<p>1 新市の部門別の職員配置については、合併までに決定するものとする。</p>	統合(一本化)	同左	<p>調整方針の「(同一内容)」を「(一本化)」に修正</p>	<p>複数の制度を現行のまま引き継ぐ場合「統合(同一内容)」ではなく、新市で「統合(一本化)」する点を明確にするため</p>	総務	14																
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時									同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左									
	03 人事																	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左		
	05 部門別職員数																									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
8	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の級別職務分類表は、釧路市の例による。 2 5町村の合併前の本庁所在地に設ける(仮称)総合行政センターの長は、一般職とし職務分類は最上級職とする。	同左	1 新市の級別職務分類表は、釧路市の例による。 3町の合併前の本庁所在地に設ける(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)の取扱いについては、【03-04-01-02】「支所・出張所」の調整内容に従って整理する。	「2」を「」に改め、記述内容を修正	(仮称)総合行政センターの総括責任者(長)の権能に関する協議を【03-04-01-02】「支所・出張所」に一元化するため	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	04 給料										
	01 級別職務分類表										
9	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の初任給基準は、合併時までに調整する。	同左	1 新市の初任給基準は、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	04 給料										
	02 初任給基準										
10	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の一般職の給料表は、釧路市の例による。この場合、全職員の到達級、在級年数の調整を行う。 2 保健師、看護師、助産師、栄養士、検査技師、その他医療技術者の給料表については一般職の給料表の適用とするが、医師以外の医療職、福祉職、介護職等については国家公務員の給料制度が定められおり、この導入について検討する。 3 医療職(二)、(三)は、一般職と比較し、若年期は高いが徐々に逆転する仕組みとなっており、調整し一般職との均衡を図っている例もある。制度を適用してきた町村と一般職給料表を適用してきた市町との間に差異を生じている可能性があり、一本化の際慎重な対応が必要である。	同左	1 新市の一般職の給料表は、釧路市の例による。この場合、全職員の到達級、在級年数の調整を行う。 2 保健師、看護師、助産師、栄養士、検査技師、その他医療技術者の給料表については一般職の給料表の適用とするが、医師以外の医療職、福祉職、介護職等については国家公務員の給料制度が定められおり、この導入について検討する。 3 医療職(二)、(三)は、一般職と比較し、若年期は高いが徐々に逆転する仕組みとなっており、調整し一般職との均衡を図っている例もある。制度を適用してきた3町と一般職給料表を適用してきた釧路市との間に差異を生じている可能性があり、一本化の際慎重な対応が必要である。	3の記述中、「町村」を「3町」に、「市町」を「釧路市」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	04 給料										
	03 給料表										
11	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 統合、一本化(合併時)とするが、特別昇給制度、昇給停止年齢、昇給延伸制度や年齢別最低保障、退職者の給与の復元措置など制度の違いがあり、合併時までに調整をする。	同左	1 統合、一本化(合併時)とするが、特別昇給制度、昇給停止年齢、昇給延伸制度や年齢別最低保障、退職者の給与の復元措置など制度の違いがあり、合併時までに釧路市の制度を基本に調整をする。	3の記述中、「釧路市の制度を基本に」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	04 給料										
	04 その他の給料の状況										
12	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 一般職(非役付け職員)の昇任・昇給モデルは、市町村で異なっているため合併時までに調整する。	同左	1 一般職(非役付け職員)の昇給・昇格モデルは、市町で異なっているため、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「昇任・昇給」を「昇給・昇格」に、「市町村」を「市町」に修正し、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	鶴居村離脱による修正に合わせ、「調整にあたっての基準を文言化するべき」とされた他の調整項目と表現を統一	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	04 給料										
	05 一般職の昇任・昇格モデル										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
13	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 [03-04-04-05]「一般職の昇任・昇給モデル」との調整を図ることとし、同様に合併時までに調整する。	同左	1 現業職の昇給・昇格モデルは、市町で異なっているので、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述を修正	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による修正と合わせ、調整内容の表現を精査	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	04 給料										
	06 現業職の昇任・昇格モデル										
14	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 6級までの昇給及び昇格の基準を合併時までに調整する。 2 在職者についても、合併後調整を行うものとする。	同左	1 6級までの昇給及び昇格の基準については、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。 2 4市町在職者間の給料較差の取り扱いについては、合併時までに調整する。	1の記述を修正 2の記述を修正	については、「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による については、調整する内容を明確にするため	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	04 給料										
	08 職員の昇給・昇格										
15	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 新市の人事給与電算システムについては、合併時までに稼働される必要があるため一本化し、他の電算システムとともに早急に調整を行うものとする。	同左	1 新市の人事給与電算システムについては、合併時までに稼働される必要があるため釧路市の例により一本化し、他の電算システムとともに早急に調整を行うものとする。	1の記述中、「釧路市の例により」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	04 給料										
	10 人事給与電算状況										
16	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 住居手当については、支給額に差異があるので合併時までに調整する。	同左	1 住居手当については、支給額に差異があるので道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	02 住居手当										
17	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 通勤手当については、合併時までに調整する。	同左	1 通勤手当については、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	03 通勤手当										
18	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 管理職の範囲については、[03-04-03-08]で調整済みであるが、管理職手当の支給については、合併時までに調整する。	同左	1 管理職の範囲については、[03-04-03-08]で調整済みであるが、管理職手当の支給については、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	05 諸手当等										
	05 管理職手当										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議			変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期	時期				
	細項目										
19	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 期末勤勉手当については、合併時までに調整する。	同左	1 期末勤勉手当については、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	05 諸手当等										
	06 期末勤勉手当										
20	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 寒冷地手当については、合併時までに調整する。	同左	1 寒冷地手当については、道内類似自治体等の状況を勘案し、合併時までに調整する。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	05 諸手当等										
	07 寒冷地手当										
21	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 釧路市独自の給付制度と一部事務組合としての北海道市町村退職手当組合の給付制度を一本化する。 (1) この手法の一つとして退職手当組合から離脱し、釧路市の制度に一本化した場合、町村ごとに脱退清算金が発生する。脱退清算金の清算の方法、時期、清算窓口は新市となるのかなど、合併時までに調整するものとする。 (2) 釧路市が退職手当組合に加入する場合、昭和32年当時に遡及して納付金を納付する必要がある。 2 基本的な給付割合は6市町村同様であるが、退職時の特別昇給制度などに一部違いがあり、これを調整し一本化する。	同左	1 釧路市独自の給付制度、または一部事務組合としての北海道市町村退職手当組合の給付制度のいずれかへ、合併時までに一本化する。 2 基本的な給付割合は同様であるが、退職時の特別昇給制度などに一部違いがあり、これを調整し一本化する。	1の記述を修正 2の記述中、「6市町村」を削除	については、調整内容の表現を精査 については、釧路町・鶴居村離脱による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	05 諸手当等										
	08 退職手当										
22	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 旅費の支給基準については、日当・宿泊費に差異があるので合併前までに調整をする。	同左	1 旅費の支給基準については、日当・宿泊費に差異があるので道内類似自治体等の状況を勘案し、合併前までに調整をする。	1の記述中、「道内類似自治体等の状況を勘案し、」を追加	「調整にあたっての基準を文言化するべき」との小委員会の論議による	総務	09		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	05 諸手当等										
	09 旅費支給基準										
23	03 行政組織機構	統合 (一本化)	1 新市の職員共済については、北海道都市職員共済組合に統合一本化する。 2 北海道市町村職員組合からの脱退の際、住宅貸与、物資、生活資金等の融資や、生命共済、火災共済、自動車共済等保険に加入している職員が多く、これを引き継ぐための手段を講じるものとする。	同左	1 新市の職員共済については、北海道都市職員共済組合に統合一本化を原則とするが、国の指導や法令の取扱いの中で北海道市町村職員共済組合の加入も検討する。 2 北海道市町村職員共済組合または北海道都市職員共済組合からの脱退の際、住宅貸与、物資、生活資金等の融資や、生命共済、火災共済、自動車共済等保険に加入している職員が多く、これを引き継ぐための手段を講じるものとする。	1の記述中、「統合一本化する」を「統合一本化を原則とするが、～北海道市町村職員共済組合への統合も検討されるための加入も検討する」に修正 2の記述中「または北海道都市職員共済組合」を追加	とも、国の指導などの取扱いによって、北海道市町村職員共済組合への統合も検討されるため	総務	18		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	06 職員福利厚生事業										
	04 職員の共済制度										
24	03 行政組織機構	統合 (同一内容)	1 新市の公印管理に関しては、(仮称)総合行政センター、支所、出張所及び各種管理施設の状況に応じて定める。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況	合併時		同左							
	08 総務事務										
	03 公印管理										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
25	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 新市の文書編さん保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 合併前の5町村の文書については、文書の保存区分に従い各(仮称)総合行政センターにおいて管理する。	同左	1 新市の文書編さん保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 合併前の3町の文書については、文書の保存区分に従い各(仮称)総合行政センターにおいて管理する。	2の記述中、「5町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	04 文書管理										
26	03 行政組織機構	統合 (同一内容) 合併時	1 新市の事務専決、代決に関する事項については、「決裁規程」を定め適正な運用を図るものとする。特に(仮称)総合行政センターにおける事務の権能を高めるための方策を講ずるものとする。	同左	同左			総務	14		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	08 総務事務										
	06 事務専決、代決関係										
27	03 行政組織機構	統合 (同一内容) 合併時	1 管轄や庁舎の管理・点検に関しては、現状のまま新市に引き継ぐが各(仮称)総合行政センターでそれぞれの施設の管理を行うものとする。	同左	同左			総務	25-24		
	04 組織・人事・給与等の状況			同左							
	09 庁舎管轄										
	01 庁舎管轄										
28	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 新市の市史の編さん及び資料の収集保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 叢書、その他新書等の刊行についても、釧路市の例により継続して実施する。	同左	同左			総務	25-24		
	07 市町村史の状況			同左							
	01 市町村史の状況										
	01 市町村史資料										
29	03 行政組織機構	統合 (一本化) 合併時	1 新市の市史の編さん及び資料の収集保存については、釧路市の制度に一本化する。 2 叢書、その他新書等の刊行についても、釧路市の例により継続して実施する。	同左	同左			総務	25-24		
	07 市町村史の状況			同左							
	01 市町村史の状況										
	02 市町村史発行業務										
30	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	01 普通会計の推移										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
31	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	02 普通会計決算(歳入)										
32	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	03 普通会計決算(目的別歳出)										
33	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	04 普通会計決算(性質別歳出)										
34	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	05 普通会計決算(人件費)										
35	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況										
	06 普通会計決算(物件費)										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
36	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況 07 普通会計決算(補助費等)										
37	05 財政	その他	1 内容は総務省の決算統計資料であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	01 普通会計決算収支の状況 08 地方債の状況										
38	05 財政	その他	1 国保・老人・介護における会計は、統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ、現行のまま残す。介護サービス部門については、合併時に特別会計で実施する。 2 簡易水道については、現行どおり簡易水道事業として単独でおくのか、それとも水道事業に統合するのか、他の部会での調整を見定める必要がある。簡水以外については、それぞれ現行のまま残す。 3 他の特別会計については、それぞれ現行のまま残す。	同左	同左			財政	25-24		
	01 財政の状況										
	02 特別会計決算収支の状況 01 特別会計の設置状況										
39	05 財政	その他	1 [05-01-02-01]「特別会計の設置状況」に表示された会計の統計的な項目であり調整不要とする。	同左	同左			財政			
	01 財政の状況										
	02 特別会計決算収支の状況 02 特別会計の収支状況(公営企業法適用会計)										
40	05 財政	統合(同一内容)	1 6自治体共通の特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険)については統合するが、独自にもっている特別会計(駐車場事業、動物園事業等)については、それぞれ現行のまま残し新市に引き継ぐ。	同左	1 4市町共通の特別会計(国民健康保険、老人保健、介護保険)については統合するが、独自にもっている特別会計(駐車場事業、動物園事業等)については、それぞれ現行のまま残し新市に引き継ぐ。	1の記述中、「6自治体」を「4市町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	財政	25-24		
	01 財政の状況	合併時		同左							
	02 特別会計決算収支の状況 03 特別会計の収支状況(公営企業法非適用会計)										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
41	05 財政	その他	1 新市の財政規模に応じて限度額を定める。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況									
	01 一時借入金									
42	05 財政	統合 (一本化)	1 新市の収入調定及び支出負担行為等については、釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			総務	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況	合併時		同左						
	02 一定額以上の収入調定及び支出負担行為、支出命令の審査									
43	05 財政	統合 (一本化)	1 原則、入札とする。新市に所在する金融機関を対象とする。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況	合併時		同左						
	03 縁故債の借入方法と借入先									
44	05 財政	調整猶予	1 新市において新システムを導入する。なお、旧システムは1年の経過措置をもって整理することとする。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況	猶予期間 1年程度								
	03 財政の事務事業の状況			同左						
	04 起債管理システム									
45	05 財政	統合 (一本化)	1 釧路市の制度で一本化する。	同左	同左			財政	25-24	
	01 財政の状況									
	03 財政の事務事業の状況	合併時		同左						
	05 決算調製									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
46	05 財政	統合 (一本化)	1 釧路市の制度で一本化する。	同左	同左				財政	25-24	
	01 財政の状況	合併時		同左							
	03 財政の事務事業の状況										
	06 財政事情の公表について										
47	05 財政	統合 (一本化)	1 法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間、合併市町村長の職務執行者が、必要な収支につき暫定予算(一般会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能にさせる予算)を調整し、これを執行するとの調整措置が採られている。この暫定予算は、通常の暫定予算とは異なり、議会の議決を要せず、職務執行者限りで調整される。ただし、暫定予算に計上できる費用は (1)長及び議員の選挙費 (2)長及び議員が就任するまでの新市町村の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの (3)最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限定されるべきものであり、政策的経費に属する事業費等は計上すべきではないものと考えられる。	同左	1 法に基づき、合併の日から予算が議会の議決を経て成立するまでの間、市長職務執行者が必要な収支につき暫定予算(一般会計年度中の一定期間において必要最小限度の経費の支出を可能にさせる予算)を調整し、これを執行するとの調整措置が採られている。この暫定予算は、通常の暫定予算とは異なり、議会の議決を要せず、職務執行者限りで調整される。ただし、暫定予算に計上できる費用は (1)長及び議員の選挙費 (2)長及び議員が就任するまでの新市の義務的経費(人件費、事務費、扶助費、公債費)、既に契約が成立した経費、投資的経費で緊急やむを得ないもの (3)最小限度の庁舎その他の財産又は公の施設維持管理費等に限定されるべきものであり、政策的経費に属する事業費等は計上すべきではないものと考えられる。	1の記述中、「合併市町村長の職務執行者」を「市長職務執行者」に修正 1(2)の記述中、「新市町村」を「新市」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱をうけ調整内容を精査した	財政	25-24		
	01 財政の状況	合併時		同左							
	03 財政の事務事業の状況										
	07 予算の編成及び配当について										
48	05 財政	その他	1 新市において、財政指標の項目が変更になることはなく調整不要とする。	同左	同左				財政		
	01 財政の状況										
	04 主要財政指標										
	01 主要財政指標										
49	05 財政	その他	1 6市町村に共通する一般会計・国保・老人・介護における会計は、統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ現行のまま残す。介護サービス部門については、一般会計若しくは特別会計でということになっており、一般会計に統合するかどうか、合併時に調整が必要である。 2 複数の市町村に共通する簡易水道については、現行どおり簡易水道事業として単独でおくのか、それとも水道事業に統合するのか、他の部会での調整を見定める必要がある。簡水以外については、それぞれ現行のまま残す。 3 一つの市町村だけにある他の特別会計については、それぞれ現行のまま残す。	同左	1 4市町に共通する一般会計・国保・老人・介護における会計は、統合(同一内容)とし、制度については、それぞれ現行のまま残す。介護サービス部門については、一般会計若しくは特別会計でということになっており、一般会計に統合するかどうか、合併時に調整が必要である。 2 釧路市・白糠町の上水道事業と阿寒町の簡易水道事業を企業会計で一本化、また、白糠町・音別町の簡易水道事業を特別会計として一本化する。簡水以外については、それぞれ現行のまま残す。 3 一つの市町だけにある他の特別会計については、それぞれ現行のまま残す。	調整時期の「合併時」を削除 1の記述中、「6自治体に」を「4市町に」に修正 2の記述を修正 3の記述中、「市町村」を「市町」に修正	については、調整方針を「その他」とする同様の他項目と表記を統一するため については、釧路町・鶴居村離脱による については、上下水道専門部会の調整内容を明記	財政	25-24		
	01 財政の状況	合併時									
	05 普通、特別、公営事業会計										
	01 会計の設置状況										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
50	05 財政	統合 (同一内容)	1 現行のまま、新市に引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況	合併時		同左	同左						
	01 公有財産の管理状況										
	01 公共施設の賃貸借契約										
51	05 財政	統合 (一本化)	1 公有財産については、釧路市の制度で一本化し新市へ引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況	合併時		同左	同左						
	01 公有財産の管理状況										
	02 公有財産										
52	05 財政	統合 (同一内容)	1 現行のまま、新市に引き継ぐ。	同左	同左			財政	05		
	02 公有財産保有の状況	合併時		同左	同左						
	01 公有財産の管理状況										
	03 民有地の借り入れ										
53	05 財政	統合 (同一内容)	1 公用車両は、現状のまま新市に引き継ぐが合併後の組織機構((仮称)総合行政センター、支所、出張所の機能を含む)に応じた配置を行うものとする。	同左	同左			総務	05		
	02 公有財産保有の状況	合併時		同左	同左						
	01 公有財産の管理状況										
	04 公用車の管理										
54	05 財政	その他	1 新市において、主要ストック指標の項目が変更になることなく調整不要とする。	同左	同左			財政			
	03 主要ストック指標			同左	同左						
	01 主要ストック指標										
	01 主要ストック指標										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類								
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容												
	小項目									時期	時期						
	細項目																
55	05 財政	その他	<p>1 各市町村それぞれで持っている基金は、下記のとおり整理する。</p> <p>(1) 基金を統合一本化するもの 財政調整基金 減債基金 土地開発基金</p> <p>(2) 類似趣旨の基金を統合再編するもの (仮称)地域振興基金 (仮称)福祉基金 (仮称)森林基金 (仮称)商工業振興基金 (仮称)公共施設等整備基金 (仮称)教育基金</p> <p>(3) 基金を単独設置するもの 産炭地域振興基金 タンチョウ保護基金 マリモ保護基金 吉田人材育成基金 酪農振興基金 (仮称)ふるさと人材育成基金</p> <p>(4) 基金を地域限定とするもの アイヌ民俗文化振興基金 漁業振興基金 酪農教育振興基金 (仮称)鶴居地区定住促進基金</p> <p>(5) 基金を廃止するもの 阿寒町国営土地償還基金 奨学基金</p> <p>備荒資金については、新市に引き継ぐ。(普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものについては超過納付金とする。)</p>	同左	<p>1 各市町それぞれで持っている基金は、下記のとおり整理する。</p> <p>(1) 基金を統合一本化するもの 財政調整基金 減債基金 土地開発基金</p> <p>(2) 類似趣旨の基金を統合再編するもの (仮称)地域振興基金 (仮称)福祉基金 (仮称)森林基金 (仮称)商工業振興基金 (仮称)公共施設等整備基金 (仮称)教育基金</p> <p>(3) 基金を単独設置するもの 産炭地域振興基金 タンチョウ保護基金 マリモ保護基金 吉田人材育成基金</p> <p>(4) 基金を地域限定とするもの アイヌ民俗文化振興基金 漁業振興基金</p> <p>(5) 基金を廃止するもの 阿寒町国営土地償還基金 奨学基金</p> <p>備荒資金については、新市に引き継ぐ。(普通納付金を50,000千円とし、50,000千円を超えるものについては超過納付金とする。)</p>	<p>1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正</p> <p>1(3)の記述中、「酪農振興基金」及び「(仮称)ふるさと人材育成基金」を削除</p> <p>1(4)の記述中、「酪農教育振興基金」及び「(仮称)鶴居地区定住促進基金」を削除</p>	とも、鶴居村離脱による	財政	05								
	04 積立金現在高の状況	統合 (同一内容)		1 現行のまま新市に引き継ぐ。						同左	同左			財政	05		
	01 各種基金設置、運用及び現在高の状況									合併時						同左	
	01 財政調整基金、災害救助資金、減債基金、土地開発基金、その他の特定目的基金																
56	05 財政	合併時															
	05 債務負担行為																
	01 債務負担行為																
	01 債務負担行為の状況																
57	05 財政	統合 (一本化)	<p>1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。</p> <p>(2) 5町村に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担当する部門を設置する。</p> <p>(3) 5町村の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。</p>	同左	<p>1 新市の出納の組織及び職員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本庁の出納の組織及び職員数は、現行の釧路市の体制をベースに合併までに調整する。</p> <p>(2) 3町に設置する(仮称)総合行政センターにおける出納事務を担当する部門を設置する。</p> <p>(3) 3町の支所、出張所については、釧路市の支所の例により公金の管理を行う。</p>	<p>1(2)及び1(3)の記述中、「5町村」を「3町」に2箇所修正</p>	釧路町・鶴居村離脱による	総務	25-24								
	06 会計課の状況			合併時							同左						
	01 組織の状況																
	01 組織・職員数																

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
58	05 財政	再編	1 指定金融機関は、新市においても指定する。 2 指定代理金融機関の指定の是非については、これまで、それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮する。 3 収納代理金融機関は、6市町村が指定している金融機関を全て網羅することとする。 4 収納代理郵便署は、現行どおりとする。	同左	1 指定金融機関は、新市においても指定する。 2 指定代理金融機関の指定の是非については、これまで、それぞれ地域との関わりや歴史的背景から指定金融機関として貢献してきた銀行等、新市になることで指定されなくなることへの配慮として、指定代理金融機関の指定も考慮する。 3 収納代理金融機関は、指定している金融機関を全て網羅することとする。 4 収納代理郵便署は、現行どおりとする。	3の記述中、「6市町村が」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	財政	25-24		
	06 会計課の状況	合併時		同左							
	02 事務の状況			同左							
	01 指定金融機関			同左							
59	05 財政	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			財政	25-24		
	06 会計課の状況	合併時		同左							
	02 事務の状況			同左							
	02 監査			同左							
60	05 財政	その他	1 新市において指定金融機関が決定してからの調整とする。	同左	同左			財政	25-24		
	06 会計課の状況			同左							
	02 事務の状況			同左							
	03 現金の出納と保管			同左							
61	05 財政	統合 (一本化)	1 新市の現金出納員、現金取扱員、物品出納員は、釧路市の制度に一本化する。 2 (仮称)総合行政センターについても現金、物品の出納及び取扱に従事する職員を指定するものとする。	同左	同左			総務	25-24		
	06 会計課の状況	合併時		同左							
	02 事務の状況			同左							
	04 現金・物品出納員等			同左							
62	07 情報化の推進	再編	1 新市のホームページには合併時までに基本的な情報を掲載し、合併後速やかに新市のホームページとして完成させる。 2 各市町村のホームページは、合併後も一定期間維持する。	同左	1 新市のホームページには合併時までに基本的な情報を掲載し、合併後速やかに新市のホームページとして完成させる。 2 各市町のホームページは、合併後も一定期間維持する。	2の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	企画	25-02		
	01 地域情報化の状況	経過措置 1年程度		同左							
	01 情報基盤整備の状況			同左							
	01 ホームページの開設			同左							

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
63	07 情報化の推進	統合 (一本化) 合併時	1 システムの一本化が必要である。この場合に、次の点に留意する。 (1) 既存システムを有効に活用することとし、最も良いシステムに一本化する。(一本化のコスト抑制) (2) 住民サービスの低下を招かず、安全かつ迅速な移行のため 担当において十分な調査と協議を行う。 (3) 合併時直ちに同一システムで運用するためには、現在利用しているシステムの検証を急がなければならない。 2 6市町村の合併後のエリアは極めて広大であり、行政情報の発信や電子申請を含めた電子社会に対応した社会資本の構築が急務である。将来計画に、「地域情報化計画に関する事項」について定めるべきである。	同左	1 新市のシステムについては、「電算システム統合調査委託」の結果を受け、合併時の統合を円滑に推進するとともに、今後の電子自治体の対応や電算コスト削減を勘案したシステムの構築を図る。	調整内容を全文修正	調査委託の結果を受けてシステムの統合・構築を行うこととなったため	総務	25-01		
	02 役所(場)の情報化の状況			同左							
	01 電算の管理運営			同左							
	01 システム			同左							
64	07 情報化の推進	統合 (一本化) 合併時	1 システム一本化の際、必要な機器の整備についても併せて検討するものとする。	同左	同左			総務	25-01		
	02 役所(場)の情報化の状況			同左							
	02 電算の管理運営			同左							
	01 機器構成			同左							
65	07 情報化の推進	統合 (一本化) 合併時	1 システム、機器の整備と同様に行政サービスの低下を招かないよう現状の最も進んだ情報の利活用を図る。	同左	同左			総務	25-01		
	02 役所(場)の情報化の状況			同左							
	03 電算の処理状況			同左							
	01 利用課一覧			同左							
66	07 情報化の推進	統合 (一本化) 合併時	1 国の情報公開法の趣旨により、より積極的に公開する方向で一本化する。 2 旧市町村の文書の公開は、新条例において旧市町村の条例によることを規定する。請求場所と公開場所は、文書管理や新市後の旧各自治体役所(役場)の機能と関連するため合併時までに検討する。	同左	1 国の情報公開法の趣旨により、より積極的に公開する方向で一本化する。 2 旧市町の文書の公開は、新条例において旧市町の条例によることを規定する。請求場所と公開場所は、文書管理や新市後の旧各自治体役所(役場)の機能と関連するため合併時までに検討する。	2の記述中、「旧市町村」を「旧市町」に2箇所修正	鶴居村離脱による	企画	25-02		
	03 情報公開の状況			同左							
	01 情報公開条例の状況			同左							
	01 情報公開			同左							
67	07 情報化の推進	統合 (一本化) 合併時	1 新市の個人情報保護については、釧路市の制度に一本化する。 2 情報セキュリティー対策については、常に最も良い状態で安全性が確保できるよう適確な措置を講ずるものとする。	同左	同左			総務	25-02		
	03 情報公開の状況			同左							
	02 個人情報条例の状況			同左							
	01 個人情報保護			同左							

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
68	07 情報化の推進	統合 (一本化)	1 新市の市長の資産等の公開については、釧路市の例により実施するものとする。	同左	同左			総務	25-02		
	03 情報公開の状況	合併時		同左							
	03 市町村長資産公開の状況										
	01 資産公開										
69	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度で一本化し、新市へ引き継ぐ。ただし、現時点では各市町村の登録業者を1社1社、釧路市の格付け基準に当てはめた場合の影響については把握できないところであり、その影響が大であると認められるものがあつたときには、新市に引き継ぐまで、或いは新市において制度内容の一部見直しも視野に入れる必要がある。	同左	1 釧路市の制度で一本化し、新市へ引き継ぐ。ただし、現時点では各市町村の登録業者を1社1社、釧路市の格付け基準に当てはめた場合の影響については把握できないところであり、その影響が大であると認められるものがあつたときには、新市に引き継ぐまで、或いは新市において制度内容の一部見直しも視野に入れる必要がある。	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の状況	合併時		同左							
	01 入札・検査制度										
	01 入札										
70	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の状況	合併時		同左							
	02 指名業者の登録										
	01 登録										
71	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 合併時に釧路市の制度に一本化する。 2 なお、新市において特に小修繕・修理を対象とし、現行制度に登録できない業者を対象とした登録制度を検討する。	同左	同左			財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の状況	合併時		同左							
	03 入札の執行										
	01 指名審査										
72	11 入札・検査	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の状況	合併時		同左							
	04 契約事務										
	01 契約書の作成、工事の公表										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
73	11 入札・検査	統合 (一本化)	合併時	1 釧路市の制度に一本化する。	同左	同左			財政	25-24		
	01 工事等の入札・検査の 状況				同左							
	05 工事等の検査											
	01 検査											
74	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 合併後の本部は、現釧路市消防本部の位置とする。 2 署・支署及び分遣所の名称については、原則現名称を使用するが、町名等の変更が生じた場合は、調整を図る。 3 支署等の増設、再編については、合併後に定員管理計画とあわせ署・支署の配置計画を策定する。	同左	同左			総務	14		
	01 常備消防の状況				同左							
	01 組織・機構											
	01 消防機関の設置、本 部・署の位置											
75	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 消防組織については、住民の安全を守るため速やかに新組織へ移行しなければならないため、3組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合する。 2 組織定数については、合併前に消防本部組織の統合について結論付けをし、職員定数及び署・支署の配置については、合併時にそのまま新市に引き継ぐ。新市移行後に新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正に努めるとともに、比較的重複と思われる消防力については、均衡を図ることとする。 3 救急体制については、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、迅速で高度な救命体制の確立が必要であり、将来的には救急隊の専任化が理想である。また、各市町村の地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数、出勤区域も含めた体制づくりを新市移行までに検討する。 4 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 ・「釧路東部消防組合」(既存組織からの脱退申し入れとそれに伴う関連事項等については、釧路町が調整を図る。) ・「釧路西部消防組合」(既存組織の解散とそれに伴う関連事項等については、釧路西部消防組合が調整を図る。)	同左	1 消防組織については、住民の安全を守るため速やかに新組織へ移行しなければならないため、組織の速やかな統合を図ることを第一とし、合併時に統合する。 2 組織定数については、合併前に消防本部組織の統合について結論付けをし、職員定数及び署・支署の配置については、合併時にそのまま新市に引き継ぐ。新市移行後に新たな定員管理計画を策定し、定員管理の適正に努める。 3 救急体制については、各地域の高齢化が進んでいる現状からも、迅速で高度な救命体制の確立が必要であり、将来的には救急隊の専任化が理想である。また、各市町村の地域事情に対応できる救急車の整備に努めるとともに、保有台数、出勤区域も含めた体制づくりを新市移行までに検討する。 4 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 ・「釧路西部消防組合」(脱退に伴う関連事項等については、釧路西部消防組合が調整を図る。)	1の記述中、「3組織」を「組織」に修正 とも、釧路町・鶴居村離脱による 2の記述中、「とともに、比較的重複すると思われる消防力については、均衡を図ることとする」を削除 3の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正 4の記述中、「・「釧路東部消防組合」(既存組織からの脱退申し入れとそれに伴う関連事項等については、釧路町が調整を図る。)」を削除し、「既存組織の解散とそれ」を「脱退」に修正	鶴居村離脱による	総務	14		
	01 常備消防の状況				同左							
	01 組織・機構											
	02 組織・人員											
76	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 車両整備計画の策定にあたっては、各市町村での車両耐用年数も考慮しながら検討する。 2 各町村のペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入も検討する。 3 特殊車両については、地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築する。	同左	1 車両整備計画の策定にあたっては、車両耐用年数も考慮しながら検討する。	1の記述中、「各市町村での」を削除 2の記述中、「各町村の」を削除	鶴居村離脱による	総務	14		
	01 常備消防の状況				同左	2 ペア体制解消のため、釧路市で採用している7トン型水槽付消防ポンプ自動車の導入も検討する。						
	01 組織・機構					3 特殊車両については、地域特性も考慮して配置を再検討し、効率的な応援体制を構築する。						
	03 車両の状況											

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
77	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 資機材の効率的運用(互換性)を図るため、規格の統一を早期に図る必要がある。 2 新たに統一した資機材の整備計画を策定する。 3 市町村ごとに災害事象に特性があり、その事象に合わせた資機材の配置計画を策定する。	同左	1 資機材の効率的運用(互換性)を図るため、規格の統一を早期に図る必要がある。 2 新たに統一した資機材の整備計画を策定する。 3 市町ごとに災害事象に特性があり、その事象に合わせた資機材の配置計画を策定する。	3の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	総務	24-01	
	01 常備消防の状況	合併時		同左						
	01 組織・機構			同左						
	04 機材の現況			同左						
78	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 始業、終業時間及び勤務時間については、一般行政職に合わせ必要な事項について調整を図る。 2 消防職員の服務規程は、調整を図る。	同左	同左			総務	09	
	01 常備消防の状況	合併時		同左						
	01 組織・機構			同左						
	05 消防職員の服務			同左						
79	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に合わせ一本化する。	同左	同左			総務	09	
	01 常備消防の状況	合併時		同左						
	01 組織・機構			同左						
	06 消防賞慰金の状況			同左						
80	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 本部、署の名称等が確定後に各種支給貸与品のデザイン等について検討する。 2 新市移行後に新たに被服整備計画を策定し、仕様の統一を図る。	同左	同左			総務	09	
	01 常備消防の状況	合併時		同左						
	01 組織・機構			同左						
	07 貸与品の支給等			同左						
81	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併時釧路市の制度にあわせ一本化する。 (1)一般行政職と共通の手当及び給与については、行政組織機構の中で検討することとする。ただし、釧路市消防職員の給与が一般行政職より1号俸上位にあることについては、過去の経過を踏まえた調整を図る必要がある。 (2)消防活動・救急活動手当及び交替勤務手当については、釧路市の制度に合わせる。 (3)町村においては、災害時の人員確保のため非番・公休者を拘束する対価として消防業務手当、特別勤務手当を月額の特種勤務手当として支給する制度が残っている。	同左	1 合併時釧路市の制度にあわせ一本化する。 (1)一般行政職と共通の手当及び給与については、行政組織機構の中で検討することとする。ただし、釧路市消防職員の給与が一般行政職より1号俸上位にあることについては、過去の経過を踏まえた調整を図る必要がある。 (2)消防活動・救急活動手当及び交替勤務手当については、釧路市の制度に合わせる。 (3)3町においては、災害時の人員確保のため非番・公休者を拘束する対価として特別勤務手当を月額支給する制度が残っている。	1(3)の記述中、「町村」を「3町」に修正し、「消防業務手当、」及び「の特種勤務手当として」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	09	
	01 常備消防の状況	合併時		同左						
	01 組織・機構			同左						
	08 給与			同左						

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
82	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 現施設数のまま新市に引き継ぐが、支署等の増設、再編については、合併後に定員管理計画とあわせ署・支署の配置計画を策定する。	同左	同左			総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	09 施設の状況										
83	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 各自治体の火災予防条例は、国で定めた(例)に基づき制定されており、一本化しても問題は生じない。 2 合併時釧路市の条例に合わせ改正する。	同左	同左			総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	02 消防事務の状況										
	01 火災予防と広報										
84	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併時に現行制度のまま引き継ぐが、6市町村の情報システムの本体化に合わせ各消防機関も庁内ランで接続し、業務の停滞をきたさないよう速やかな対応が必要である。 2 地域住民の「安全と安心」を守る消防においては、情報の共有が必要不可欠であり、各消防機関を接続する情報ネットワークを構築するため、情報システム部門と調整を図る。	同左	1 合併時に現行制度のまま引き継ぐが、情報システムの本体化に合わせ各消防機関も庁内ランで接続し、業務の停滞をきたさないよう速やかな対応が必要である。 2 地域住民の「安全と安心」を守る消防においては、情報の共有が必要不可欠であり、各消防機関を接続する情報ネットワークを構築するため、情報システム部門と調整を図る。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	02 消防事務の状況										
	02 企画・統計										
85	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 火災罹災証明は、釧路市では被災者への負担軽減から徴収していないことから、無料とし統一を図る。 道内のほとんどの市町村で徴収していない。 2 火災予防条例に規定する、水張検査・水圧検査の手数料については、釧路町・釧路西部消防組合の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。 3 集合煙突検査証明については、現在の検査方法では責任が担保されないことから実施しない。 4 防火管理者資格取得講習会修了証明については、その他の証明書として5町村の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。	同左	1 火災罹災証明は、釧路市では被災者への負担軽減から徴収していないことから、無料とし統一を図る。 道内のほとんどの市町村で徴収していない。 2 火災予防条例に規定する、水張検査・水圧検査の手数料については、釧路西部消防組合の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。 3 防火管理者資格取得講習会修了証明については、その他の証明書として3町の例により徴収することとし、新市の消防手数料条例に定める。	2の記述中、「釧路町・」を削除 3の記述を削除し、「4」を「3」に修正 修正後の3の記述中、「5町村」を「3町」に修正	については、釧路町離脱による については、釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	02 消防事務の状況										
	03 消防事務の各種証明 (「警防業務の各種証明」から細項目名を変更)										
86	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併時に研修項目、内容を統一して新市に引き継ぐ。	同左	同左			総務	24-01		
	01 常備消防の状況	合併時		同左							
	02 消防事務の状況										
	04 消防職員訓練・研修の状況										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容				
	小項目								
	細項目								
87	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 建築物等の審査指導、建築相談については事務の効率化と公平性を保つため事務は本部に一本化する。 2 書類審査の終了後の検査業務は統一した検査基準を策定し各地区の署・支署が実施する。	同左	同左			総務	24-01
	01 常備消防の状況	合併時		同左					
	02 消防事務の状況			同左					
	05 建築同意								
88	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	1 現行制度のまま新市に引き継ぐが、新たに統一した整備計画の策定が必要となる。	同左	同左			総務	24-01
	01 常備消防の状況	合併時		同左					
	02 消防事務の状況			同左					
	06 消防水利								
89	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 合併時に消防本部に事務を一本化し、新市に引き継ぐ。 2 郵送による申請受理や電子申請について関係部局と協議し、早期導入に向け検討する。	同左	同左			総務	24-01
	01 常備消防の状況	合併時		同左					
	02 消防事務の状況			同左					
	07 消防設備								
90	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 制度が同一で統合することで効率的となる組織については統合する。(防火管理者連絡協議会、危険物安全協会、家庭防災推進員、婦人防火クラブ) 2 地域防災活動上現体制で活動する必要がある組織は、そのまま存続させる。(各少年消防クラブ、下幌呂自衛消防隊、釧路市救助協力会) 3 大災害時には各組織が連帯して活動する必要がある、それらを統括する連合体としての組織が必要である。(釧路市連合防災推進協議会を上部機関とする。) 4 市町村より活動に必要な補助金が交付されている団体の活動に要する経費について、他の組織との均衡を図るため合併後に調整を図る。(釧路市連合防災推進協議会、別保少年消防クラブ) 5 大災害時の自主防災体制の構築のため自主防災組織の未整備地区に対する育成指導が必要である。 (留意事項) (1) 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関・「釧路東部消防組合危険物安全協会」(釧路町内会員の脱退申し入れと、それに伴う関連事項については、釧路町が調整を図る。)	同左	同左	2の記述中、「下幌呂自衛消防隊、」を削除 4の記述中、「市町村」を「市町」に修正し、「別保少年消防クラブ」を削除 5の記述の(留意事項)以下の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	18
	01 常備消防の状況	合併時		同左	1 制度が同一で統合することで効率的となる組織については統合する。(防火管理者連絡協議会、危険物安全協会、家庭防災推進員、婦人防火クラブ) 2 地域防災活動上現体制で活動する必要がある組織は、そのまま存続させる。(各少年消防クラブ、釧路市救助協力会) 3 大災害時には各組織が連帯して活動する必要がある、それらを統括する連合体としての組織が必要である。(釧路市連合防災推進協議会を上部機関とする。) 4 市町より活動に必要な補助金が交付されている団体の活動に要する経費について、他の組織との均衡を図るため合併後に調整を図る。(釧路市連合防災推進協議会) 5 大災害時の自主防災体制の構築のため自主防災組織の未整備地区に対する育成指導が必要である。				
	02 消防事務の状況			同左					
	08 消防団体								

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
91	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 合併時に現制度のまま新市に引き継ぐが、組織・人員での定員管理計画により制度の見直しもありえるが、町村においては、非常災害時の職員招集のため町村内居住が必要であることから、待機宿舍を設けたもので、合併後も、その必要性に変わりはない。また、合併後の各地区間の人事交流を行う上で必要である。 2 住宅使用料については、待機宿舍としての位置付けから低額の使用料となっている経過も踏まえ、一般行政職の職員住宅の調整方針に合わせ調整を図る。	同左	1 合併時に現制度のまま新市に引き継ぐが、組織・人員での定員管理計画により制度の見直しもありえるが、3町においては、非常災害時の職員招集のため町内居住が必要であることから、待機宿舍を設けたもので、合併後も、その必要性に変わりはない。また、合併後の各地区間の人事交流を行う上で必要である。 2 住宅使用料については、待機宿舍としての位置付けから低額の使用料となっている経過も踏まえ、一般行政職の職員住宅の調整方針に合わせ調整を図る。	1の記述中、「町村」を 「3町」に、「町村内居住」を 「町内居住」に修正	釧路町・鶴居村離脱によ	総務	09	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況				同左						
	09 消防職員住宅				同左						
92	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	1 現行のまま新市に引き継ぐが、新市においては各地域の既存施設を活用した防災コミュニティ・センターを設け、住民の防災行動力の醸成に努める必要がある。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況				同左						
	10 防火センターなど				同左						
93	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 予防査察については、釧路市、釧路町では特別な場合を除き勤務日に実施しているが、他町村では通常非番日で実施している所もあり新市において制度の見直しを含め調整を図る。 2 防火管理者の講習会については、会場の関係もあり受講者の制限をしている状況であり実施場所・回数について新市において検討し、出来るだけ受講者の利便を図る。	同左	1 予防査察については、釧路市では特別な場合を除き勤務日に実施しているが、他町では通常非番日で実施している所もあり新市において制度の見直しを含め調整を図る。 2 防火管理者の講習会については、会場の関係もあり受講者の制限をしている状況であり実施場所・回数について新市において検討し、出来るだけ受講者の利便を図る。	1の記述中、「釧路 町」を削除し、「他町村」を 「他町」に修正	釧路町・鶴居村離脱によ	総務	24-01	
	01 常備消防の状況				同左						
	02 消防事務の状況				同左						
	11 予防査察・防火管理者研修				同左						
94	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	1 その他の事務については、現行のまま新市に引き継ぐが移行時に発生する事務は合併後調整を図る。	同左	同左			総務	24-01	
	01 常備消防の状況				同左						
	03 その他主要な事務事業				同左						
	01 その他主要な事務事業				同左						

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
95	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 消防団組織は、常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景もあり、地域防災の観点からも現状での新市移行が望ましい。(組織上は独立した組織の体制とするが、消防計画等により市長の指揮監督下で活動することとなることから、方向性については統合とする。)</p> <p>2 団員の定年制等の諸規定について合併後速やかに整合を図る必要がある。</p> <p>(留意事項) 1 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 (1)「北海道消防協会」 北海道消防協会釧路地方支部内での合併対象外消防団との意見調整は、釧路地方支部事務局が行う。 北海道消防協会負担金の調整については、釧路地方支部事務局が行う。 (2)「釧路東部消防組合消防互助会」 消防互助会からの脱退等関連事項については、釧路町が調整を図る。</p>	同左	<p>1 消防団組織は、常備消防が組織される以前から組織された歴史的背景もあり、地域防災の観点からも現状での新市移行が望ましい。(組織上は独立した組織の体制とするが、消防計画等により市長の指揮監督下で活動することとなることから、方向性については統合とする。)</p> <p>2 団員の定年制等の諸規定について合併後速やかに整合を図る必要がある。</p> <p>(留意事項) 1 合併検討期間内の協議を必要とする関係機関 (1)「北海道消防協会」 北海道消防協会釧路地方支部内での合併対象外消防団との意見調整は、釧路地方支部事務局が行う。 北海道消防協会負担金の調整については、釧路地方支部事務局が行う。</p>	(留意事項)1(2)の記述を削除	釧路町離脱により記述を削除するものであるが、消防互助会は任意の職員親睦団体組織であり、公的扶助組織ではないため、鶴居村離脱による釧路西部消防組合消防互助会に関する記述は追加しない	総務	24-02	
	02 消防団の状況	同左			同左						
	01 組織・機構	同左			同左						
	01 組織・人員	同左			同左						
96	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 消防団は、現制度のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 現分団数及び階級定数は、消防団員の地域防災にかける意欲をそぐことがないよう現行を維持する。</p> <p>3 分団については、発足時からの歴史的な背景を考慮し、現管轄区域を当面堅持する。</p>	同左	同左			総務	24-02	
	02 消防団の状況	同左			同左						
	01 組織・機構	同左			同左						
	02 構成	同左			同左						
97	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 各消防団の車両保有台数は、現台数のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 新たな車両整備計画は、常備消防と同様に策定する。</p>	同左	同左			総務	24-02	
	02 消防団の状況	同左			同左						
	01 組織・機構	同左			同左						
	03 車両等の保有の状況	同左			同左						
98	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 釧路市の制度に合わせ一本化する。</p>	同左	同左			総務	24-02	
	02 消防団の状況	同左			同左						
	01 組織・機構	同左			同左						
	04 報酬等	同左			同左						
99	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 各市町村の条例で規定する勤務年数・階級別による支給額は、同額であり釧路市の条例に一本化する。</p>	同左	<p>1 各市町の条例で規定する勤務年数・階級別による支給額は、同額であり釧路市の条例に一本化する。</p>	1の記述中、「各市町村」を「各市町」に修正	鶴居村離脱による	総務	24-02	
	02 消防団の状況	同左			同左						
	01 組織・機構	同左			同左						
	05 退職報償金	同左			同左						

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
100	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 消防団の表彰については、釧路市の制度に合わせ一本化するが、消防功労等の表彰内容は新市において調整を図る。	同左	同左			総務	24-02		
	02 消防団の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	06 表彰の状況										
101	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市において、国で定める服制に従った統一した被服規則を制定する。 2 給・貸与品目、数量については、釧路市の制度に一本化するが新市において調整を図る。	同左	同左			総務	24-02		
	02 消防団の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構										
	07 貸与品										
102	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に統合一本化する。 2 緊急を有する広域的な消防活動を円滑に行うため、より高度な消防緊急通信システムを整備し、迅速・的確な消防活動が行えるよう新市において段階的に6市町村区域を統括する指令センターを、現釧路市消防本部に設置し指令管制業務のシステム化を推進する。 (1)119番の受報及び出動指令は、指令センターに一本化する。 (2)全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る。 (3)災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立については、無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る。 (4)災害の最新情報を交換できる情報のネットワークの構築については、情報システム部門と調整を図るとともに広域な災害活動を行うため、的確な情報交換を指令センターと現場間で行う手段となる情報通信機器の整備が必要である。 3 効率的な災害活動が行えるようそれぞれの地域で特性にあった防御計画を策定するとともに、相互に不足する消防力を補完できる新たな出動計画を策定する。	同左	同左	2の記述中、「6市町村区域」を「全区域」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01		
	03 火災発生と緊急出動	合併時		同左	2 緊急を有する広域的な消防活動を円滑に行うため、より高度な消防緊急通信システムを整備し、迅速・的確な消防活動が行えるよう新市において段階的に全区域を統括する指令センターを、現釧路市消防本部に設置し指令管制業務のシステム化を推進する。 (1)119番の受報及び出動指令は、指令センターに一本化する。 (2)全区域を発信地表示システムで接続するため電気通信事業者と調整を図る。 (3)災害現場での情報共有のための無線周波数の統一及び指令センターとの情報連絡体制の確立については、無線中継施設の設置について関係機関と調整を図る。 (4)災害の最新情報を交換できる情報のネットワークの構築については、情報システム部門と調整を図るとともに広域な災害活動を行うため、的確な情報交換を指令センターと現場間で行う手段となる情報通信機器の整備が必要である。						
	01 火災発生件数										
	01 火災出動(「発生」を「出動」に訂正)										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類									
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容													
	小項目										時期								
	細項目																		
103	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 現救急車の台数のまま新市へ引き継ぐ。</p> <p>2 研修期間中の人員確保の方策等については、高度救命体制の構築のため、救急救命士に対して技術維持のための研修及びメディカルコントロール体制での研修が義務付けられていることから合併後に検討する。</p> <p>3 救急医療体制については、新市の住民に対し公平な救急医療サービスの提供及び救急隊員の技術レベルの維持向上のため全ての救急隊を専任とすることが理想であるが、雪裡支署と白糠消防署の救急隊については、合併時に専任として体制の強化を図るが、釧路町(別保地区)、阿寒町、鶴居村、音別町の救急隊は現体制と同様に消防隊との乗換えとする。</p> <p>4 現在高規格救急車が配置されていない地域には、新市において早急に配置できるよう検討する。</p> <p>[参考] メディカルコントロール体制とは、救急救命士が行える特定行為を直接的医師の指示なしで実施可能とする条件設定。 1 包括的医師の指示下における除細動の実施(15年4月から) 2 気管内挿管の実施(16年7月から) 3 輸液については、検討中</p>	同左	同左	<p>3の記述中、「雪裡支署と」、「釧路町(別保地区)」及び「鶴居村、」を削除</p>	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01									
	03 火災発生と緊急出動																		
	02 救急出動状況																		
	01 救急出動(「緊急」を「救急」に訂正)																		
104	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 地域防災計画については合併時に一本化し統合するが、避難場所・消防計画等で市域と釧路町域が重複する区域があることから調整が必要である。</p> <p>2 雌阿寒岳火山防災計画については合併前に組織の再編を含めた協議が必要であり、一本化し新市に引き継ぐ。</p>	同左	同左	<p>1 地域防災計画については合併時に一本化し統合する。</p> <p>2 雌阿寒岳火山防災計画については合併前に組織の再編を含めた協議が必要であり、一本化し新市に引き継ぐ。</p>	1の記述中、「が、避難場所・消防計画等で市域と釧路町域が重複する区域があることから調整が必要である」を削除	釧路町離脱による	総務	24-01								
	04 防災体制の状況																		
	01 防災計画の状況																		
	01 防災計画の状況																		
105	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	合併時	<p>1 新市の防災会議の構成団体は、基本的には釧路市の例により一本化する。</p> <p>2 町村ごとの特性や地理的事情を考慮し、必要に応じて構成団体を調整する。 例) 経済団体、連合町内会</p>	同左	同左	<p>1 新市の防災会議の構成団体は、基本的には釧路市の例により一本化する。</p> <p>2 町ごとの特性や地理的事情を考慮し、必要に応じて構成団体を調整する。 例) 経済団体、連合町内会</p>	2の記述中、「町村」を「町」に修正	鶴居村離脱による	総務	24-01								
	04 防災体制の状況																		
	01 防災計画の状況																		
	02 防災会議の状況																		
106	13 消防・防災・治安	統合 (同一内容)	合併時	<p>1 新市において、大規模な地震に伴う被害の発生や津波の襲来、火山の噴火を想定した訓練を実施するものとする。</p>	同左	同左				総務	24-01								
	04 防災体制の状況																		
	01 防災計画の状況																		
	03 防災訓練																		

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
107	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の防災行政無線は、基地局を市役所に置き一元管理するものとする。 2 防災行政無線を利用し、行政情報の発信をしている例があり合併後においても(仮称)総合行政センターに支局を置き、継続して使用するものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況			同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	04 防災無線			同左							
108	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の消防計画は、釧路市の制度に一本化する。 2 消防水利の確保並びに施設の管理については、地域計画を策定のうち一元管理するものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況			同左							
	01 防災計画の状況			同左							
	05 消防計画・水利計画			同左							
109	13 消防・防災・治安	その他	1 6市町村それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設については、統合・同一内容(合併時)とし、新市へ現行のまま引き継ぐ。(合併後に、整理調整が必要である。) 2 雌阿寒岳火山防災計画に定めがあるものについては、統合・一本化(合併時)とする。釧路市が参加していないことにより、合併前に調整し一本化を図る。	同左	1 それぞれが地域防災計画に定めている指定避難場所・緊急支援物資保管施設については、統合・同一内容(合併時)とし、新市へ現行のまま引き継ぐ。(合併後に、整理調整が必要である。) 2 雌阿寒岳火山防災計画に定めがあるものについては、統合・一本化(合併時)とする。釧路市が参加していないことにより、合併前に調整し一本化を図る。	1の記述中、「6市町村」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	総務	24-01		
	04 防災体制の状況			同左							
	02 災害避難施設の設置状況			同左							
	01 指定避難場所・緊急支援物資保管施設			同左							
110	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 新市の災害対策本部は、釧路市の例による。 2 (仮称)総合行政センターに、災害対策本部に準じる機能を有する組織を置くものとする。	同左	同左			総務	14		
	04 防災体制の状況			同左							
	03 災害対策本部の状況			同左							
	01 災害対策本部			同左							
111	13 消防・防災・治安	統合 (一本化)	1 6市町村にそれぞれ災害対策本部条例等に基づき、地域防災計画に詳細を定めているが、合併によって行政区域が極めて大きくなるため、旧町村ごとに災害対策本部に準じる機能を組織する必要がある。	同左	1 新市の応援支援体制(協定)については、釧路市の例により一本化するが(仮称)総合行政センター単位として現に存在する民間企業等との協定を維持するものとする。	全文修正	【13-04-03-01】の課題欄記載文を誤って記述していたため、小委員会にて承認された調整方針に修正する	総務	24-01		
	04 防災体制の状況			同左							
	04 災害時の相互応援の状況			同左							
	01 相互応援支援体制			同左							

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
112	13 消防・防災・治安	その他	1 [13 - 04 - 01 - 04]「防災行政無線」と同一内容であり調整不要とする。	同左	同左			総務			
	04 防災体制の状況										
	05 災害時の連絡状況										
	01 災害無線										
113	13 消防・防災・治安	再編	1 災害弱者対策については、白糠町の「災害弱者対応危機管理システム」を参考に再編整備するものとする。 また、自主防災組織については、早期に全地域での組織化を目指すものとする。	同左	同左			総務	24-01		
	04 防災体制の状況	経過措置 3年程度			同左						
	06 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										
114	13 消防・防災・治安	その他	1 警察署、警察官駐在所、交番、派出所の現況データであることから調整不要とする。	同左	同左			総務			
	05 治安体制の状況										
	01 治安体制の状況										
	01 治安避難施設										
115	21 住民活動	再編	1 広報誌の発行は、月1回とする。 2 配布方法は、手数料なども含め現行の方法による。なお、音別町の非常勤特別職の行政協力委員の制度は、合併時までに調整する。 3 地域にあった配布方法を検討する。(経過措置 1年程度) 4 釧路市において実施している点字・声の広報及びTV広報は、新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況	経過措置 1年程度			同左						
	01 広(公)聴活動										
	01 広報誌										
116	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し、新市に引き継ぐ。 2 モニター登録のあり方などについては、行政区域が広大になるため合併後速やかに調整する。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況	合併時			同左						
	01 広(公)聴活動										
	02 市町村政モニター制度										

通番	大項目	6市町村協議			4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目					時期					時期
	細項目										
117	21 住民活動	統合 (同一内容) 合併時	1 新市においても実施することとする。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左							
	01 広(公)聴活動										
	03 市町村政懇談会										
118	21 住民活動	統合 (同一内容) 合併時	1 行政に対する投書等については、現行同一内容で実施しており合併時に統合する。 2 広報紙への掲載については、新市において調整する。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左							
	01 広(公)聴活動										
	04 その他の広(公)聴制度										
119	21 住民活動	再編 合併時	1 合併後速やかに新市の要覧を作成する。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左							
	01 広(公)聴活動										
	05 市町村要覧										
120	21 住民活動	統合 (同一内容) 合併時	1 陳情の受理等については、同一内容で実施しており現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左							
	02 陳情の状況										
	01 陳情										
121	21 住民活動	その他 合併時	1 記者クラブ対応は、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 「あったかふるさと井戸端会議」「地域担当職員」などの広聴制度については、新市において様々な手法を検討し再編する。 3 防災行政無線を活用した広報や広報カレンダーなどについては、地域ごとの情報提供のあり方として新市において検討する。	同左	1 記者クラブ対応は、現行のまま新市に引き継ぐ。	2の記述中、「あったかふるさと井戸端会議」を削除 3の記述を削除	については、釧路町離脱による については、鶴居村離脱による	企画	25-02		
	01 広報広(公)聴活動の状況			同左	2「地域担当職員」などの広聴制度については、新市において様々な手法を検討し再編する。						
	03 その他主要な事務事業										
	01 その他主要な事務事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
122	21 住民活動	その他	1 行政相談及び人権相談については、それぞれ行政評価分室及び法務局の事業であるため調整不要。 2 無料法律相談は、釧路市の実施であるが現状のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			企画	25-24		
	02 住民相談の状況										
	01 法律関係の相談										
	01 行政相談:民事相談、無料法律相談										
123	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市の実施であるが、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 姉妹都市:バーナビー市(カナダ・ブリティッシュコロンビア州)、ホルムスク市(ロシア・サハリン州) 姉妹港:スワード港(アメリカ合衆国アラスカ州)、ニューオーリンズ港(アメリカ合衆国ルイジアナ州) 港街友好都市:ペトロパブロフスクカムチャツキー市(ロシア・カムチャツカ州) 姉妹湿地:クーラガング湿地及びその周辺湿地(オーストラリア・ニューサウスウェルズ州ニューカッスル市ほか)	同左	同左			企画	25-03		
	06 交流事業の状況										
	01 国際交流	合併時			同左						
	01 姉妹都市交流										
124	21 住民活動	統合 (一本化)	1 釧路市と白糠町で実施しているが、新市においても実施していく。	同左	同左			企画	25-03		
	06 交流事業の状況										
	01 国際交流	合併時			同左						
	02 国際交流事業										
125	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 相手方との関係もあり、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 釧路市(姉妹都市):鳥取県鳥取市、秋田県湯沢市、(観光友好都市):岡山県岡山市 阿寒町(姉妹都市):熊本県阿蘇町 音別町(姉妹都市):徳島県鷲敷町	同左	同左			企画	25-03		
	06 交流事業の状況										
	02 国内交流	合併時			同左						
	01 姉妹都市交流										
126	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 相手方との関係もあり、現状のまま新市に引き継ぐ。 【参考】 釧路市:千葉県八千代市、山梨県都留市、鹿児島県出水市 鶴居村:兵庫県市川町 白糠町:東京都八王子市	同左	同左	【参考】の記述中、「鶴居村:兵庫県市川町」を削除	鶴居村離脱による	企画	25-03		
	06 交流事業の状況										
	02 国内交流	合併時			同左						
	02 国内交流事業										

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
127	21 住民活動	その他	1 地域間交流事業として調整すべき内容がないことから調整不要とする。	同左	同左			企画				
	06 交流事業の状況											
	03 地域間交流											
	01 交流事業											
128	21 住民活動	統合 (一本化)	1 新市の表彰制度は、釧路市の制度に一本化する。 2 5町村の名誉町(村)民で現に年金を支給しているものについては、現状のまま新市に引き継ぎ、継続して支給するものとする。 3 5町村で過去に表彰された者の名簿(台帳)は、新市において永久に保管するものとする。	同左	1 新市の表彰制度は、釧路市の制度に一本化する。 2 名誉町民で現に年金を支給しているものについては、現状のまま新市に引き継ぎ、継続して支給するものとする。 3 過去に表彰された者の名簿(台帳)は、新市において永久に保管するものとする。	2の記述中、「5町村の」及び「(村)」を削除 3の記述中、「5町村で」を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	22			
	08 市町村表彰の状況	合併時		同左								
	01 表彰制度											
	01 表彰制度											
129	21 住民活動	その他	1 民間団体であり調整不要とする。	同左	同左			企画				
	09 国際ボランティア活動の状況											
	01 国際ボランティア活動の状況											
	01 国際ボランティア団体											
130	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 6自治体同一内容(国・道基準に基づく)で実施しているので合併時に統合する。 (留意事項) (1)生活交通路線は複数の自治体間の運行が条件となっているが、新市となっても、合併支援プランにより合併後も補助対象となる。 (2)単独補助路線については生活の足の確保を前提とすることとし、制度の変遷を見ながら補助基準作成などの見直しが将来的に必要なものである。	同左	1 国・道の補助制度に基づく補助は、同一の実施内容のため、合併時に統合する。 2 市町村単独補助路線の内、釧路市内完結路線に係る釧路市の独自基準は、基本的考え方を新市に引き継ぎ再編する。 (留意事項) (1)生活交通路線は複数の自治体間の運行が条件となっているが、新市となっても、合併支援プランにより合併後も補助対象となる。 (2)単独補助路線については、生活の足の確保を前提とすることとし、国・道の補助制度の改正に合わせ、バス事業者と調整しながら、制度を見直すものとする。	1の記述を修正 2の記述を追加 (留意事項)の(2)の記述中、「制度の変遷を見ながら補助基準作成などの見直しが将来的に必要なものである」を「国・道の補助制度の改正に合わせ、バス事業者と調整しながら、制度を見直すものとする」に修正	とも、釧路市が独自の補助金交付要綱を平成16年度に定めたため、国・道の補助制度に基づく補助と市町村単独補助を個別に記載するなど修正	企画	20			
	12 地方バス路線維持に関する事	合併時		同左								
	01 地方バス路線維持の状況											
	01 補助金											
131	21 住民活動	統合 (同一内容)	1 運行する4市町とも同一内容で実施しているので合併時に統合する。 (留意事項) 新市において、路線の見直しや同一路線に対する各市町の補助金の一本化が必要である。	同左	同左			企画	25-04			
	12 地方バス路線維持に関する事	合併時		同左								
	01 地方バス路線維持の状況											
	02 市町村バス											

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類									
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容													
	小項目										時期								
	細項目																		
132	22 慣行	統合 (一本化)	合併時	1 6自治体の宣言は、すべて新市に継承することとするが同種の宣言文については合併時までに調整する。 【参考】 1 宣言の種類 (1) 交通安全都市宣言又はこれに類するもの 釧路市、釧路町、白糠町、音別町 (2) シートベルト着用の町宣言 阿寒町 釧路市 (3) 障害者福祉都市宣言 釧路市 (4) スポーツ都市宣言 釧路市 (5) 生涯学習都市宣言 釧路市 (6) 核兵器廃絶平和都市宣言又はこれに類するもの 6市町村全部 (7) 暴力追放、防犯都市又はこれに類するもの 6市町村全部 (8) 銃器犯罪根絶宣言 白糠町 (9) 豊かな森林と川と海を育む町宣言 白糠町	同左	同左	1 宣言は、すべて新市に継承することとするが同種の宣言文については合併時までに調整する。 【参考】 1 宣言の種類 (1) 交通安全都市宣言又はこれに類するもの 釧路市、白糠町、音別町 (2) シートベルト着用の町宣言 阿寒町 釧路市 (3) 障害者福祉都市宣言 釧路市 (4) スポーツ都市宣言 釧路市 (5) 生涯学習都市宣言 釧路市 (6) 核兵器廃絶平和都市宣言又はこれに類するもの 4市町 (7) 暴力追放、防犯都市又はこれに類するもの 4市町 (8) 銃器犯罪根絶宣言 白糠町 (9) 豊かな森林と川と海を育む町宣言 白糠町	1の記述中、「6自治体の」、【参考】1(1)の「釧路町」を削除 同じく(6)、(7)の「6市町村全部」を「4市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務	22								
	01 都市宣言等の状況																		
	01 宣言																		
	01 宣言																		
133	22 慣行	統合 (一本化)	経過措置 1年程度	1 新市の花、木、鳥等を定めるものとする。	同左	同左				総務	22								
	01 都市宣言等の状況																		
	02 市町村の花・木																		
01 花、木																			
134	22 慣行	その他		1 新市の章については、合併時までに定めることとする。【統合・一本化(合併時)】 2 市民憲章、市民の歌は、新市において定めることとする。【再編(経過措置1年程度)】 なお、合併前の市町村の歌の保全と伝承に努める。	同左	同左	1 新市の章については、合併時までに定めることとする。【統合・一本化(合併時)】 2 市民憲章、市民の歌は、新市において定めることとする。【再編(経過措置1年程度)】 なお、合併前の市町の歌の保全と伝承に努める。	2の記述中、「市町村」を「市町」に修正	鶴居村離脱による	総務	22								
	01 都市宣言等の状況																		
	03 市町村章・市町村民憲章等																		
	01 章、憲章、歌																		

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
135	23 一部事務組合等	統合 (一本化)	1 6市町村に共通する一部事務組合で、脱退又は再編で合併時に一本化するもの。 釧路圏広域市町村圏事務組合…組織の再編 釧路公立大学事務組合…組織の再編 北海道市町村備荒資金組合…単位団体での脱退 地方公務員災害補償基金北海道支部 …組織の再編 この場合、次の点に留意する (1) 出資金等負担割合の見直し…広域市町村圏事務組合基金の調整 (2) 一部事務組合からの脱退と組織の再編…備荒資金組合の積立金の処分 2 5町村に共通する一部事務組合については、すべて脱退する。 (1) 退職手当組合は、脱退の際に清算が伴う。 3 職員共済等福利厚生については、釧路市の制度に一本化する。 4 消防組織は、3組織を速やかに統合する。 (1) 釧路町の消防については、釧路東部消防組合から離脱する。離脱の際、退職手当組合の清算が伴う。	同左	1 4市町に共通する一部事務組合で、脱退又は再編で合併時に一本化するもの。 釧路圏広域市町村圏事務組合…組織の再編 釧路公立大学事務組合…組織の再編 北海道市町村備荒資金組合…単位団体での脱退 地方公務員災害補償基金北海道支部 …組織の再編 この場合、次の点に留意する (1) 出資金等負担割合の見直し…広域市町村圏事務組合基金の調整 (2) 一部事務組合からの脱退と組織の再編…備荒資金組合の積立金の処分 2 3町に共通する一部事務組合については、すべて脱退する。 (1) 退職手当組合は、脱退の際に清算が伴う。 3 職員共済等福利厚生については、釧路市の制度に一本化する。 4 消防組織は、釧路西部消防組合と協議のうえ、3町と釧路市消防本部を速やかに統合する。	1の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正	とも、釧路町・鶴居村離脱による	企画	17		
	01 一部事務組合の状況	合併時		同左		2の記述中、「5町村」を「3町」に修正					
	01 一部事務組合の状況			同左		4の記述中、「3組織」を「釧路西部消防組合と協議のうえ、3町と釧路市消防本部」に修正し、(1)の全文を削除					
	01 組織			同左							
136	23 一部事務組合等	その他	1 釧路市・釧路町合併協議会は、既に解散しているので調整不要とする。 2 釧路地域6市町村合併協議会については、合併時に整理されることから調整不要とする。	同左	1 釧路市・釧路町合併協議会、釧路地域6市町村合併協議会は、既に解散しているので調整不要とする。 2 釧路地域4市町合併協議会については、合併時に整理されることから調整不要とする。	1の記述中、「釧路地域6市町村合併協議会は、」を追加	とも、釧路町・鶴居村離脱による	総務			
	02 法定協議会の状況			同左		2の記述中、「6市町村」を「4市町」に修正					
	01 法定協議会の状況										
	01 組織										
137	24 公社等	統合 (一本化)	1 組織体制(役員・職員)は統合時まで決定する。役員は定款策定の中で整理する。 2 基本財産は新市の公社に引き継ぐ。(各公社ともに500万円)	同左	同左			企画	17		
	01 土地開発公社の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構			同左							
	01 組織			同左							
138	24 公社等	統合 (一本化)	1 [24-01-01-01]「土地開発公社の組織」の項にて調整されたとおり、事業・財産とも新市の公社に引き継ぐ。	同左	同左			総務	17		
	01 土地開発公社の状況	合併時		同左							
	02 経営状況			同左							
	01 経営			同左							

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
139	24 公社等	調整猶予	1 業務内容・経営状況等を勘案しながら、株主との協議も含め、3年を目途に振興公社のあり方について検討する。 2 各公社の事業・職員・市町村の出資については、継続することを基本とする。 3 市町村からの委託等については、現行の市町村単独実施の制度等を継承する。	同左	1 業務内容・経営状況等を勘案しながら、株主との協議も含め、3年を目途に振興公社のあり方について検討する。 2 各公社の事業・職員・市町の出資については、継続することを基本とする。 3 市町からの委託等については、現行の市町単独実施の制度等を継承する。	2及び3の記述中、「市町村」を「市町」に3箇所修正	鶴居村離脱による	企画	17		
	02 振興公社の状況	猶予期間 3年程度		同左							
	01 組織・機構			同左							
	01 組織			同左							
140	24 公社等	調整猶予	1 事業計画、資本金、所有株の扱い、不動産の扱いについては、株主との協議を含め3年を目途に振興公社のあり方について検討する。	同左	同左			総務	17		
	02 振興公社の状況	猶予期間 3年程度		同左							
	02 経営状況			同左							
	01 経営			同左							
141	24 公社等	統合 (一本化)	1 釧路市の8財団・事業団については、新市に現行どおり引き継ぐ。	同左	同左			総務	17		
	03 財団・事業団の状況	合併時		同左							
	01 組織・機構			同左							
	01 組織			同左							
142	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 新市において新たに選挙管理委員が選任されるまでの間、暫定的に選挙管理委員会を設置する。(地方自治法施行令第4条) 新設合併の場合に、新市の市長選挙は、暫定的に設置された選挙管理委員会が行う。 2 新市の正規な選挙管理委員会は、新市長のもとに開催される最初の議会において、承認を得て選任する。 3 新市の選挙管理委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	15		
	02 選挙管理委員会	合併時		同左							
	01 委員会の構成・任期・報酬			同左							
	01 組織			同左							

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									時期
	細項目									
143	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 住民の利便を確保するため、旧自治体の範囲で不在者投票を執行管理する併任書記の発令が必要となる。	同左	1 釧路市の例により統合するが、住民の利便を確保するため、旧自治体の範囲で期日前投票・不在者投票を執行管理する併任書記の発令が必要となる。	1の記述中、「釧路市の例により統合するが、」及び「期日前投票・」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加するとともに、選挙制度の改正内容を網羅	総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容			合併時						
	01 委員会事務局									
144	25 行政委員会	統合 (同一内容)	1 選挙人名簿は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容			合併時						
	02 選挙人名簿登録者									
145	25 行政委員会	統合 (同一内容)	1 投票所については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 不在者投票所は、旧自治体ごとに設置する。その場合、各不在者投票所のオンライン化が必要となる。	同左	1 投票所については、現行のまま新市へ引き継ぐ。 2 期日前投票所・不在者投票所は、旧自治体ごとに設置する。その場合、各不在者投票所のオンライン化が必要となる。	2の記述中、「期日前投票所・」を追加	選挙制度の改正内容を網羅	総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容			合併時						
	03 投票所									
146	25 行政委員会	統合 (同一内容)	1 公営掲示場は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容			合併時						
	04 公営掲示場									
147	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 選挙事務従事者は、新市における投・開票所の設置状況に応じて配置する。 2 投票所入場券の様式を一本化する。	同左	1 釧路市の例により統合するが、選挙事務従事者は、新市における投・開票所の設置状況に応じて配置する。 2 投票所入場券の様式を一本化する。	1の記述中、「釧路市の例により統合するが、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	15	
	02 選挙管理委員会			同左						
	02 組織・事務内容			合併時						
	05 選挙事務従事者									

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目										時期
	細項目										
148	25 行政委員会	統合 (同一内容)	合併時	1 公営施設個人演説会場は、現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会				同左						
	02 組織・事務内容										
	06 公営施設個人演説会場										
149	25 行政委員会	再編	合併時	1 新市においては、選挙区を設けることとし、開票区はそれに準ずることとする。なお、開票所は新市で調整することとする。 2 開票・終了時刻については、新市で調整する。	同左	1 開票区は、[04-01-01-01]「議員定数・任期・常任委員会の状況」で協議される選挙区の取扱いに従って必要な整理を行い、開票所は新市で調整する。 2 開票・終了時刻については、新市で調整する。	1の記述を修正	調整内容の表現を精査	総務	15	
	02 選挙管理委員会				同左						
	02 組織・事務内容										
	07 開票区及び開票所										
150	25 行政委員会	再編	経過措置 6年程度	1 合併時における農業委員会は、3委員会とし選挙区を旧自治体単位として置くこととする。なお、それぞれの委員の定数は、10～15名の範囲で合併時までに調整する。 但し、経過措置の6年後には、1つの農業委員会とすることを原則に新市において検討する。 2 任期については、合併特例法第8条第3項の在任特例を適用し、合併後1年以内とする(平成17年7月19日を目途とする。)	その他	1 [25-01-01-01]「農業委員会の組織」にて整理される定数、選挙区及び任期等の調整方針に基づき選挙を執行する。	調整方針の「再編」を「その他」に修正 調整時期の「経過措置6年程度」を削除 1の記述を修正 2の記述を削除	とも、釧路町・鶴居村離脱による修正に合わせ、「農業委員会の組織」については産業経済小委員会で調整されることを明確にするため	総務	07	
	02 選挙管理委員会										
	02 組織・事務内容										
	08 農業委員会委員選挙										
151	25 行政委員会	統合 (同一内容)	合併時	1 海区漁業調整委員会の選挙区は、釧路・十勝管内全域(同一)であり合併時に現行のまま新市へ引き継ぐ。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会				同左						
	02 組織・事務内容										
	09 海区漁業調整委員会選挙										
152	25 行政委員会	統合 (同一内容)	合併時	1 選挙公報の配布等については、地域事情を勘案の上実施する。	同左	同左			総務	15	
	02 選挙管理委員会				同左						
	02 組織・事務内容										
	10 選挙公報、関係団体										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
153	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 新市の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、合併後最初の議会において承認を得て選任する。 2 新市の監査委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	1 新市の監査委員は、地方自治法第195条の規定に基づき、釧路市の例により定数を定め、合併後最初の議会において承認を得て選任する。 2 新市の監査委員の報酬は、釧路市の例による。	1の記述中、「釧路市の例により定数を定め、」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	総務	15		
	03 監査委員										
	01 委員の構成・任期・報酬										
	01 組織										
154	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 監査事務については、釧路市の制度に一本化する。 2 新市移行後に、旧市町村に係る平成16年度公営企業会計決算審査業務及び一般会計・特別会計決算審査業務を行う際には、各事務事業に精通した職員による臨時的かつ機動的な監査体制の検討が必要である。	同左	1 監査事務については、釧路市の制度に一本化する。 2 新市移行後に、旧市町に係る公営企業会計決算審査業務及び一般会計・特別会計決算審査業務を行う際には、各事務事業に精通した職員による臨時的かつ機動的な監査体制の検討が必要である。	2の記述中、「旧市町村」を「旧市町」に修正し、「平成16年度」を削除	鶴居村離脱による修正とともに、調整内容文を精査した	総務	15		
	03 監査委員										
	02 事務局内容										
	01 事務局										
155	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 新市の公平委員会は、釧路市の制度に一本化する。この場合、釧路支庁管内町村公平委員会から離脱する。 2 新市の公平委員の報酬は、釧路市の例による。	同左	同左			総務	15		
	04 公平委員会										
	01 委員の構成・任期・報酬										
	01 組織										
156	25 行政委員会	統合 (一本化)	1 新市の公平委員会事務局は、釧路市の制度に一本化とする。 2 この場合、5町村は釧路支庁管内町村公平委員会から脱退する。	同左	1 新市の公平委員会事務局は、釧路市の制度に一本化とする。 2 この場合、3町は釧路支庁管内町村公平委員会から脱退する。また、3町及び鶴居村で構成し同委員会に加入している釧路西部消防組合の脱退にあたっては、必要な協議を行う。	2の記述中、「5町村」を「3町」に修正し、「また、3町及び鶴居村で～脱退にあたっては、必要な協議を行う。」を追加	釧路町・鶴居村離脱による修正と合わせ、釧路西部消防組合についての取扱いを追加	総務	15		
	04 公平委員会										
	02 事務局内容										
	01 事務局										